

当初

(5月16日～5月31日)版

## 令和3年度余市町感染拡大防止対策支援助成金(5月分)申請の手引き

(令和3年6月28日版)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、道の要請により、令和3年(2021年)5月16日(日)\*から同年5月31日(月)までの期間、営業時間短縮(酒類提供を行う場合は、酒類提供時間短縮を含む)及び業種別ガイドラインの実施により、感染リスク低減の取組を行う中小事業者に対し、町として支援助成金を支給します。(期間延長(6月1日以降)分については、別途ご案内します。)

\*遅くとも、5月18日(火)から取組を行っていただいている必要があります。

### 【道による要請(措置区域)】

#### ○要請期間

令和3年(2021年)5月16日(日)から5月31日(月)まで  
(遅くとも5月18日(火)までに要請に応じること)

#### ○対象施設

- ・飲食店: 飲食店(宅配・テイクアウトを除く)
- ・遊興施設: バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗、及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- ・結婚式場: 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けているもの  
※酒類提供の有無に関わらず、上記施設(店舗)のうち、従来から20時を超えて営業を行っている施設(店舗)が対象

#### ○要請内容

- ・営業時間は5時から20時まで
- ・酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)は11時から19時まで
- ・業種別ガイドラインの遵守

### 【対象者・支給額】

町内に次の対象施設を有する中小企業・個人事業主

対象施設	支給額
飲食店(宅配・テイクアウトを除く)	(a)1日あたり売上高に基づく単価×1/10(千円未満切り上げ)×時短等日数(最大16日)
遊興施設(バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗、及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店)	
結婚式場(食品衛生法上における飲食店営業許可を受けているもの)	ただし、(a)が9,000円に満たない場合は、9,000円、25,000円を超えるときは、25,000円

※町内に複数施設を有する事業者は、施設ごとに支給額を算出します。

【申請書類チェックリスト】（要項の「4 申請に必要な書類」をご確認ください）

（チェックボックス）に☑を記入するなどして利用ください。

<input type="checkbox"/>	（1）令和3年度余市町感染拡大防止対策支援助成金（5月分）申請書（様式1）
<input type="checkbox"/>	（2）誓約書（様式2）
<input type="checkbox"/>	（3）道の緊急事態措置協力支援金（飲食店等）（5月分）支給決定通知書（写し）
<input type="checkbox"/>	（4）振込先口座通帳（表紙・表紙ウラ）等*の写し *通帳を発行しない口座（当座預金、ネットバンキング）は、金融機関・本支店名、種別・口座番号及び名義人表示画面の写し

※（1）及び（2）は、ペンまたはボールペンで記入してください（いわゆる「消えるボールペン」は使用しないでください）。

※（4）は、令和2年度に町の「感染防止対策支援助成金」「新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金」「冬の感染予防対策補助金」「家賃等軽減助成金」「がんばる・よいち飲食店等事業継続支援金」のいずれかに申請し、振込先口座が同一の場合は、添付を省略できます。

【申請先・お問合せ窓口】

<申請先>

〒046-8546（住所不要）

余市町経済部商工観光課 令和3年度感染拡大防止対策支援助成金担当

申請期限：令和3年（2021年）10月29日（金）（当日消印有効）

※感染症拡大防止のため、郵送により申請いただくようご協力をお願いします。

<お問合せ先>

余市町朝日町26番地

余市町経済部商工観光課 経済対策グループ

電話：0135-21-2125（直通） FAX：0135-21-2144

（受付時間：お電話の場合）8時45分～17時15分（平日）

当初

(5月16日～5月31日)版

## 「令和3年度余市町感染拡大防止対策支援助成金（5月分）」申請受付要項

### 1 趣旨

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、北海道では、国による緊急事態宣言を受け、全道を「特定措置区域」「措置区域」に分け、対象施設について休業、営業時間短縮等の要請を行いました。

余市町は、道が定める「措置区域」となっていますが、隣接する小樽市が特定措置区域に指定されていることなど対象施設が直面する厳しい経営環境などを踏まえ、町内において人の移動を抑制するために取り組んでいる中小事業者の皆様に対し、道による緊急事態措置協力支援助成金（飲食店等）に加え、「令和3年度余市町感染拡大防止対策支援助成金（5月分）」を支給します。（期間延長（6月1日以降）分については、近日中に別途案内します。）

### 2 対象施設・支給額等

(1) 次の店舗（施設）を運営する中小企業及び個人事業者が対象となります。

対象施設	支給額
飲食店（宅配・テイクアウトを除く）	(a) 1日あたり売上高に基づく
遊興施設（バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗、及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店）	<u>単価×1/10（千円未満切り上げ）</u> ×時短等日数（最大16日） ただし、(a)が9,000円に満たない場合は、9,000円、 25,000円を超えるときは、 25,000円
結婚式場（食品衛生法上における飲食店営業許可を受けているもの）	

(2) 町内に複数施設を有する事業者は施設ごとに支給額を算出します。

(3) 町内に対象施設があれば、町外に本社がある中小企業、個人事業者であっても支給対象となります。

### 3 取組の期間・内容

(1) 取組の期間（当初分）

令和3年（2021年）5月16日（日）から5月31日（月）まで

- 支援助成金の支給を受けるためには、遅くとも5月18日（火）までに要請に応じていただいていることが必要です
- 5月31日（月）まで継続していただくことが支援助成金の支給要件となり、期間の途中で取組をとり止めた場合は、支援助成金の支給対象になりません。

(2) 取組内容

支援助成金の支給を受けるためには、酒類提供の有無に関わらず、上記施設（店舗）のうち、従来から20時を超えて営業を行っている施設（店舗）において、

- ① 営業時間を5時から20時までの間に短縮していること
  - ② 酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。） を11時から19時までの間に短縮していること
  - ③ 業種別ガイドラインを遵守していること
- の全てについて実施いただくことが必要です。

#### **4 申請に必要な書類**

町への申請前に、必ず道の緊急事態措置協力支援金（5月分）の支給申請を行ってください。

- (1) 令和3年度余市町感染防止対策支援助成金（5月分）申請書（様式1（P8））  
様式は、余市町ホームページでダウンロードできるほか、必要な場合は、<お問合せ先>までご連絡をいただけますと郵送いたします。
- (2) 誓約書（様式2（P11））  
申請書類に虚偽がないことを誓約いただきます。
- (3) 道の緊急事態措置協力支援金（飲食店等）（5月分）支給決定通知書（写し）を添付してください。
- (4) 通帳の写し  
金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人のすべてが分かるページの写し（複数ページでもかまいません）。なお、紙の通帳が発行されない口座（当座預金、ネットバンキング）は、これらの情報が表示される画面の写し。  
なお、令和2年度に町の「感染防止対策支援助成金」「新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金」「冬の感染予防対策補助金」「家賃等軽減助成金」「がんばる・よいち飲食店等事業継続支援金」のいずれかに申請し、振込先口座が同一の場合は、添付を省略できます。）

※上記以外にも、申請書提出の後、必要に応じ追加の書類提出を求められることがあります。

#### **5 受付方法及び受付期間**

感染症拡大防止のため、郵送により申請いただくようご協力をお願いします。

- (1) 受付期間  
令和3年（2021年）6月21日（月）から同年 10月29日（金）まで  
（10月29日（金）消印有効）
- (2) 方法  
できるだけ簡易書留、一般書留、レターパックプラスなど送付物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受取確認ができる方法をお選びください。ただし、送料は申請者の負担となります。また、差出人の住所及び氏名は必ずご記入ください。

(3) あて先

〒046-8546（住所不要）

余市町経済部商工観光課 令和3年度感染拡大防止対策支援助成金担当

(4) 留意いただきたい事項

- 申請書の返却はいたしません。
- 申請書の控えは、送付いたしません。必要に応じ申請者で写しを保管ください。

## 6 支給の決定

- (1) 申請書類を受理した後、その内容を審査のうえ、適正と認められるときは（町）支援助成金を支給します。（町）支援助成金は、添付書類が整った申請書を受理してから、2～3週間後に支給する予定です。
- (2) 申請書類の審査の結果、本支援助成金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を送付します。
- (3) 審査の結果、本支援助成金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付します。

※審査の中で、不明点などがあれば、電話等により内容確認をさせていただくことがありますので、申請書（様式1）には、日中連絡が付きやすい電話番号を記入ください。

## 7 その他

- (1) 本支援助成金の支給決定後、事業者が申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援助成金の支給決定を取り消します。この場合、事業者が支援助成金の返還を求めるとともに、事業者の名称や代表者氏名を公表することがあります。
- (2) 本支援助成金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象施設の休業等の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開の状況に関する確認、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 事業者が次のいずれかに該当する場合は、支援助成金の支給対象ではありません。
  - ① 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
  - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
  - ③ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。
  - ④ 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる。

- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- (4) 申請書に記載された情報を、公的機関（税務当局・道・警察・保健所等）に提供する場合があります。

## 8 よくあるご質問

Q1 昨年5月の緊急事態宣言に伴う町の支援助成金とは何が違うのですか？

A1 昨年5月の緊急事態宣言では、今回要請対象となっている飲食店などのほかに、対象となる施設がありましたが、今回は、道内を2つの区域に分け、それぞれ対象になる施設を定めています。今回の余市町を含む「措置区域」では、飲食店などに対し、従来、20時を過ぎて営業する店舗に対し、営業時間と酒類提供の短縮を要請しており、要請に応じ、ご協力いただいている店舗（施設）を有する事業者に対し、道が支援金を給付するほか、本町は、小樽市など「特定措置区域」に隣接していることから、町では、影響が及ぶものと考えられる飲食店に対し、これら地域と同等またはそれに近い金額\*となるよう、独自に上乘せして支給するものです。

\*道の基準により算出した1日の売上単価が90,000円以下の場合、町助成金の1日当たり支給単価は、9,000円となり、これに道支援金（25,000円）を加算しても、特定措置区域と同額の支給になりません。

Q2 当初、5月31日までが緊急事態宣言期間とされていましたが、その後、延長となっています。延長期間である6月1日以降分と分けて申請する必要はありますか？

A2 本要項（手引き）は、5月31日までの分を申請いただけるよう作成しています。今後、道の延長分の申請方法等が発表された後、延長分を町へ申請いただけるようご案内します。

## 様式・記入例一覧

### (様式1)

- 令和3年度余市町感染拡大防止対策支援助成金（5月分）申請書 . . . P8
- 令和3年度余市町感染拡大防止対策支援助成金（5月分）記載例（法人） . . . P9
- 令和3年度余市町感染拡大防止対策支援助成金（5月分）記載例（個人事業者） . . . P10

### (様式2)

- 誓約書 . . . P11
- 誓約書記載例（法人） . . . P12
- 誓約書記載例（個人事業者） . . . P13